

(様式第4号)

介護保険運営協議会 会議概要

- | | | | | |
|---|-----------|---|------|-------|
| 1 | 審議会名 | 上田市介護保険運営協議会 | | |
| 2 | 日時 | 令和2年10月6日 午後1時30分から午後2時57分まで | | |
| 3 | 会場 | ひとまちげんき・健康プラザうえだ2階多目的ホール | | |
| 4 | 出席者 | 荻原委員、坂口委員、柴崎委員、春原委員、関委員、芹澤委員、竹倉委員、
田玉委員、友松委員、橋本委員、星山委員、森田委員、山浦委員 | | |
| 5 | 市側出席者 | 近藤福祉部長、藤沢高齢者介護課長、橋詰地域包括ケア推進係長、
矢野高齢者支援担当係長、笠井高齢者支援担当係長、下村介護保険担当係長、
小須田介護保険担当係長、甲田介護保険担当 | | |
| 6 | 公開・非公開等の別 | 公開 | 一部公開 | ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者 | 0人 | 記者 | 0人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 令和2年10月9日 | | |

協議事項等

- 開 会 (高齢者介護課長)
- あいさつ
- 協議事項 (橋本会長の進行)
 - 第8期上田市高齢者福祉総合計画素案について
 - 第7期計画の達成状況について
 - 施設意向調査の結果について
 - 高齢者等実態調査の調査結果について
 - 上田市高齢者福祉総合計画の構成について

審議概要

- 第8期上田市高齢者福祉総合計画素案について
 - 第7期計画の達成状況について
 - 施設意向調査の結果について
 - 高齢者等実態調査の調査結果について

(会長) ただいま事務局から説明がありましたが、御質問・御意見がありましたらどうぞ御発言ください。

(委員) 資料1についてですが、御説明のあった資料3でも、移動手段というのは非常に大事ななっていて、免許がなければ自動車は人に乗せていただくということがありますし、8頁では、その他の雪かきなどいろいろな部分があるのですが、それに関連して資料1の15頁で住民主体のサービス、訪問型サービスBあるいは、Dで移動手段の確保を始めるといっていますが、これは有償ボランティアを考えているのですか。その辺の構成を伺いたいのなのですが、社協でも同様のサービスを行っているのですが、連携や調整はなされているのでしょうか。

資料2ですが、先ほど小規模多機能と看護小規模多機能の転換はないということで訂正がありました。もう1つ同じ小規模多機能のところでは転換が1、通所からとあるのですが、これは地域密着型の通所からという意味でしょうか。数字的に合わない気がしたので。同

じくサービス付き高齢者向け住宅の10月現在の数が出ておりますが、資料1の8頁でサービス付き高齢者向け住宅の達成状況等の数字が出ているのですが、この辺の関係をお教えいただければありがたいです。

(事務局) 訪問サービスDにつきましては、住民主体の団体若しくは、NPOが実施する移動に特化したサービスということで、あくまでもボランティアとなります。自治会単位やNPOで実際行っているところもあるわけですが、そういったところに補助金を出して、住民の皆さんと共に支え合いながら、移動を行っていただく事業になっております。

資料2になりますが、小規模多機能の転換1につきましては、一般のデイサービスからの転換ということで、表の地域密着からの転換ではありませんので、デイの数字として入っておりません。サービス付き高齢者向け住宅ですが、資料2の数字につきましては、元々サービス付き高齢者向け住宅だったが、今回の転換のように介護サービスを提供する介護付き有料老人ホームの施設に移ったものは除いてあります。ただし、元々のサービス付き高齢者向け住宅の性質といいますか、そのサービスは残っておりますので、資料1は転換した数字も残っているので、少し違った数字になってしまっております。

(委員) 資料1の11頁、緊急通報システム管理運営事業のようですが、4月に新設を要請したが、未だに設置されない。まだ入らないと言われていた。この辺のところはどうなっているのでしょうか。

(事務局) 緊急通報システムですが、今年度のコロナの状況が原因と考えられます。設置業者が東京に本社がありますアルソックという会社なのですが、4月となると緊急事態宣言が全国的に出て、都道府県を跨いでの移動が難しいという時期でした。現在はそういったことは無い状況ではあるのですが、今年度につきましては、東京から業者がみえて工事を行うということを説明させていただきまして、ご本人とご家族の両者の承諾を得た上で、工事を実施しているという状況でございますので、そのあたりでもう少し待つてほしいという話をいただいているのではないかと推測いたします。

(委員) 私もそれを承知しておりますが、ご本人に説明しているのですが、行く度に電話までですかと言われるので、それがいつになるというのはまだわからないということですね。

(事務局) ご本人がそうおっしゃられているのであれば、ご家族からもう少し待つてほしいという話をいただいているのではないかと思います。個別の状況につきましては会議後に名前など伺えればと思います。

(委員) 資料1の1頁と6頁で、地域ケア個別会議や推進会議がございます。一番の目的である地域包括ケアシステムの実現ということがうたわれておりますが、実際に計画図にあるような政策形成ができた事案はあるのでしょうか。8期の実行につながってくると思いますので教えていただきたいと思っております。

(事務局) 地域ケア推進会議の関係で今のところ政策形成まで結びついているものはありません。意見の集約ですとか、市の各担当課へ課題の吸い上げが届いている部分はありますが、具体的なところまでは至っておりません。

(委員) 資料1の2頁の定期巡回の関係ですが、連携までには至りませんでしたとありますが、総合計画の中心事業ですが、進展しない特別な原因等はあるのでしょうか。

(事務局) こちらにつきましては、定期巡回を展開している事業者様と訪問介護を展開している事業者様が、定期巡回の事業者様がなかなか入りづらい時間帯に訪問介護の事業者様に入っていただくような連携をできないかということで進めた事業でございますが、定期巡回の方

で、まずは定期巡回の中でしっかりとしたサービスを展開したいという意向もございまして、連携というところまでは至っていないという状況でございます。併せて、これまで研修会やパンフレットの作成などを行っておりますが、まだまだ定期巡回のサービスについてのご理解などもこれからかなというところもございまして、そういったことから連携といった部分までは至っていないという状況ですので、定期巡回のサービスの周知と事業所の展開を深めていきたいと考えております。

(委員) 3頁の認知症施策の関係でネットワークづくりを推進されていますが、第7期計画の54の図にあります具体的なネットワークができたところはあるのでしょうか。

(事務局) ネットワークの関係ですが、計画の54頁にあるような形までは今のところできていないのが現状です。小さな単位では、認知症サポーターを中心としたボランティアなど、意識のある方たちをネットワーク化するなど、認知症疾患医療センターを中心としたネットワークづくりというところはできているのですが、54頁のようネットワークづくりというのは現状できていない状況です。

(委員) 7頁に第2層協議体を設置したとありますが、実際に設置されたところでどのような活動をされているのかお教えいただけますか。

(事務局) 第2層の中では、それぞれまちづくり協議会や自治会などと協議しながら、各地域にある課題、足の問題や買い物の問題、ゴミ出しの問題などそういったものをどこでどういったことに困っているのか、うちの地域ではどういった課題があるのかということを出していただきながら、それを解決していくためには地域にはどういった資源があるのか、住民主体で行っているところもあったり、NPOで行ったり、介護事業所で行ったり、そういったところを今吸い上げている中で、今後うちの地域ではこういったサービスを作っていくという話し合いを進めているところでございます。中には担い手養成ということで、包括支援センターが3か所合同で担い手を要請する講座を開きまして、実際にはそこから住民主体の通所サービスBを立ち上げたいということで今動いているところもございまして。

(委員) 課題の選択については、数年前に支援の輪作りとかいろいろあったのとまったく変わっていないのですが、その辺を推進できる形を今後8期で作っていただければと思います。15頁の訪問型サービスとか通所型サービスのA、B、C、今回移動の関係でDができましたが、既にA、B、Cそれぞれを取り入れている事業所はあるのでしょうか。

(事務局) Aにつきましては、基準を緩和したデイサービスですので、指定事業所によるところで23事業所が実施しております。訪問については、生活支援ということですので2事業所、訪問型サービスBについては、住民主体による生活支援ということで、買い物ですとか掃除などを行うということで、昨年はありませんでしたが、今年のところは1つ休止しております。訪問Cにつきましては、短期集中ということで、介護予防に資する3か月くらいの短期で入った方がいいだろうということで、管理栄養士や歯科衛生士などが入るわけですが、これについては該当者がいないということで今実施してはしません。訪問型サービスDにつきましては、住民主体の移動支援のサービスということで、現在普及啓発を図っているところで、実際話はありませんでしたが、コロナの関係で今はできないというところから話はそのままとなっています。通所ですが、通所Aにつきましては、基準を緩和したデイサービスというか、介護予防に特化した予防事業ということで、指定事業者によりまして23事業所が行っております。通所型Bにつきましては、住民主体による通所ということで、公民館などに集まり、介護予防のための運動や講座を開いていただくということで、これにつきましては、昨年2つ行いまして、今年度は継続で1団体となっています。もう1団体が先ほど申し上げました担い手養成を受けて今お試しで行っているところで、うまくいけば通所Bに移行していきたいというところが1つございます。

(委員) 資料1の2頁の在宅医療介護連携支援センターの設置という項目なのですが、国の方針としては各地域包括支援センター単位で1か所くらいという計画があると思うのですが、7期の策定の時には、包括支援センターに医療の役割を持たせるのは難しいだろうということで、その部分は高齢者介護課に持たせませすという説明だったのですが、その後窓口を設置したところでの相談の状況などわかりましたら教えていただきたい。

資料3の実態調査の中では、10頁のところでも力を入れてほしい事業の中に、病院や施設の入退所に関する相談というのが、かなり高いパーセントで要望として上がっている中では、地域包括支援センターにそういう役割を持たせていかなければならないのかなということも考えた中で、8期に向けてどのように考えているのかということをおしえていただければと思います。

もう1点ですが、資料1の19頁ですが、介護人材の確保及び資質の向上のための取組とありまして、アンケートの実施や介護保険事業者への聞き取りを実施したということなのですが、この結果というのはどのようになっていますか、今後のところでお示しいただけるのかということ、8期の施設をどのように計画していくかということの大きな課題になってくるとは思いますので、できればお教えいただきたいと思っておりますので、今日でなくてもどこかで示していただければ、お願いしたいと思います。

(事務局) 相談窓口につきまして、在宅医療介護連携の推進事業の取組項目になっておりまして、具体的には介護と医療の連携に係る案件についての相談業務ということで、事業所の方やケアマネジャーさんを対象とした相談業務となっております。市町村に設置しているところもございまして、医療介護連携ですので、大きな病院さんで実施していただいている市町村もございまして、実際の高齢者の相談業務などは引き続き包括支援センターさんが担うべき役割であると思っております。こちらについては、現在は高齢者介護課の窓口を設置しているという状況ですが、具体的な相談は来ておりません。ただし、上田市の場合は介護と医療に係る情報をシステム化して提供しているということで、そちらの情報を見ていただき対応していただいているというところがあるかと思っております。システム上では施設の空き情報なども出しているのですが、なかなか周知されていないという状況もありまして、その辺は包括さんあるいは、ケアマネジャーさんがフォローしていただいているのかなという部分もありまして、今後とも周知、啓発を図っていきたく思っております。具体的な相談業務につきましては、包括さんで担っていただければと思っておりますが、医療介護連携で国が想定している相談業務というところは、基本的には各市町村で1か所設置して、連携にかかる部分での相談業務ということで、上田市の場合は市に設置させていただいている状況となっております。

介護人材の部分につきましては、主だった法人さんに昨年度聞き取り調査を行いました。また、全体のアンケート調査をしておりまして、その辺はまた検討し、必要な情報であれば提供していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(委員) 最初のところで事業者向けの相談ということですが、地域住民の方はそういう相談を地域包括支援センターに担ってもらいたいという要望がありますので、そこを担えるような機能をしっかり高めていくような8期の策定を行っていただければと思います。

(委員) 3頁の認知症の施策のところ、何か問題があったらまず包括さんとか上田市とか、千曲荘病院が認知症疾患医療センターになっているようですが、個人的に私が考える医療の連携は、まず主治医とかドクターを考えるのですが、医療の窓口のスタッフというのはドクターというより、病院では地域連携室や地域医療室など個別の医療や介護を橋渡しするような方がいらっしゃるのですが、認知症とはっきりされている方はいいですが、疾患の中での病気なのかということ、はっきりしていない場合にどのような形で相談をしていけばいいのかということなのですか。

(事務局) 認知症というのは、お医者さんできちんとした診断を受けないと認知症とはならないので、ご質問の関係は認知症かどうかというところでのご心配とか、物忘れなどを心配されている方だと思うのですが、医療機関に直接かかるというところでの抵抗感や敷居が高いといった方については、地域包括支援センターでもいいですし、市の高齢者介護課の窓口でもご相談は可能です。市では物忘れ相談会を月に1回開催しておりますし、地域支援推進員という認知症の関係の職員が常時おりますので、そちらにご相談いただくことも可能です。窓口でご相談いただくことも可能ですし、電話などでアポをとっていただき、お体が不自由ですとか、お家の状況を見ていただきたいということであれば、相談いただければ訪問でも対応をさせていただいておりますので、ご心配ということであれば、包括、市の方へご相談いただければ、その後ご本人さんのアセスメントなどをさせていただき、必要に応じて医療機関の診療も受けながら、ということもできますのでそういった形でお願いできればと思います。

(委員) 各論第1章第5節の権利擁護の推進というところで、成年後見制度による成年後見申立支援者数があるのですが、これは市町村長申し立てのことを指しているのでしょうか。

(事務局) 細かいデータを持ってきていないのですが、市長申し立ての件数となると思います。

(委員) 市長申し立てをやるということは、自分はもちろん親族も申し立て者がいないという理解を私はするのですが、お金があつて家族がいない方、やってくれる方がいない場合もあるのですが、お金がなくて施設入所の手上げができないとかいろいろな理由があつて、後見人が必要という方もかなり出ていると思う。後見人には基本的に報酬が支払われますので、お金のない方、報酬を支払えない方は市としてどう考えているかお聞きしたいです。

(事務局) 成年後見制度の利用が必要だが、財産がなくて報酬を支払えない、支払いが困難な方については、市の制度で成年後見利用助成事業という制度がございまして、対象者として、生活保護世帯または、生活保護に準ずる世帯等で費用等の支払いが困難であるという条件を満たす方については、市の制度を利用していただくことは可能となっております。

(委員) ありがとうございます。実はそれができていないという現実があり、私は社会福祉士なのですが、私たちの仲間が一番苦勞しているところ。支援したいのだけど支援できない現状に直面していて、そのネックになるのが報酬の話になりまして、これがここ数年たらい回しになっている現状がある。今のようなお話ですと、どこを窓口にして間口を開いていけばいいのかというのが、私たちの中で議論されている。手を出したいけど手を出せない現状というのがあるので、例えば高齢者の場合は高齢者介護課の方でご相談するという形、障がい者の場合もありますので、その場合は障がい者支援課というような各部門の担当者に交渉するというのは原則なのでしょうか。

(事務局) 上田市の場合は、障がい者支援課と高齢者でそれぞれ担当しておりますので、どちらかに相談いただければ担当課に繋ぐこともできます。元々高齢者とわかっていればこちらに相談いただければと思います。

(委員) ありがとうございます。とても良い回答をいただいたのでこれから参考にさせていただきたいと思います。

(会長) よろしいでしょうか。他にどなたかよろしいでしょうか。それでは御質問、御意見も尽きたようですので、この件については、皆様の御承認をいただいたものとさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは御承認をいただいたものといたします。

エ 上田市高齢者福祉総合計画の構成について

- (会長) ただいま事務局から説明がありましたが、御質問・御意見がありましたらどうぞ御発言ください。
- (委員) 5頁の第4節で、今回若年性認知症の人への支援ということで新たに加えていただきましたが、第7期の場合には高齢者の認知症対策を準ずるということになっておりますが、若年性認知症の場合には、働き盛りの方ですから生活そのものに響いてくるということがありまして、その辺のところをどのようにしていくのか、具体的に入れていただければありがたいと思います。
介護保険料につきまして、これから検討されていく中で、今政府で行われている介護保険料の改定などの検討会におきまして、要支援1、2の方を総合事業に移す、あるいは介護1、2の方を総合事業に移す予定で省令の改正を進めています。この辺について、今後どのようになるのか、しっかり掴んでやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- (事務局) 認知症施策の推進につきましては、国の指針も出ておりまして、また、認知症施策の推進大綱が出ておりまして、その辺も含めて8期の中で検討してご提示していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。保険料につきましても、制度の改正等、今後の報酬改定もあるかと思いますが、そういったことも含めた中で改定していかなければならない部分になってくるかと思っております。総合事業の要介護の部分も市としての方向性を決めないと総合事業の事業費などを含めた見込みが立ちませんので、市で検討した中で最終的には保険料の算定につなげていきたいと思っております。その辺りも順次決まったところでご提示させていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- (委員) 構成の中に感染症や災害の対策を入れていただきありがとうございます。資料1の達成状況のところ、コロナの関係でいろいろな事業が先送りになったり、中止になったりということがあるかと思うのですが、それでも実施計画の中に出てきて、この中で議論がされて、教えていただければよかったと思うのですが、そのようなところもきちんと入るという理解でよろしいですか。コロナの状況自体がよくわからない部分もあると思うのですが、状況と見込み、だからどうしていくという市の方針などがこういったところで見取れる形になってくると思うので、難しいと思うのですが、現状分析と今後の見込みを入れていただければと思います。
- (事務局) 第8期計画の素案部分になってきますが、こちらにつきましては、次の会議以降でご提示させていただきたいと思っております。その中で具体的に文章化する形になると思いますが、その辺りもご覧いただき、策定の場にもなりますので、こういったことを入れていただければといったことをその場でもご要望として上げていただければ、調整をしたいと思っております。また、素案を作る中で、今のご意見等を含めてご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- (会長) よろしいでしょうか。他にどなたかよろしいでしょうか。それでは御質問、御意見も尽きたようですので、この件については、皆様の御承認をいただいたものとさせていただきます。以上で本日の協議事項はすべて終わりましたので、協議を終了とします。

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政管理課へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。